

ICT を活用した課題解決ビジネス創出支援プログラム業務受託候補者募集要項

1. 事業目的

東日本大震災を経て、女性の起業意欲や社会起業の動きが活発化した本市は、「女性活躍・社会起業のための改革拠点」として国家戦略特区に位置付けられており、イノベーション創出の原動力となり、新たな雇用を生み出し、多様な働き方・生き方を実現できる起業を重要と考え、起業家を生み育てるエコシステムの構築に取り組んでいる。

この本市の強みを生かし、関係団体、起業支援者等の協力やそのネットワークを活用しながら、本市の抱える行政課題、地域課題を抽出し、特に国連サミットにて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成につながる大学等の研究成果やICTを活用した課題解決事業アイデアを公民連携でブラッシュアップし、実用化に向けた様々な支援を行う。

この取り組みを通じて、本市の抱える課題解決のみならず、国内外の課題解決に貢献する事業を創出するエコシステムの構築を目指す。

2. 事業の内容

受託者は、別紙仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。

3. 提案上限額

6,855,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

4. 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 仙台市内で起業支援業務を行っている者又は行う予定である者で、国内外の起業家・起業支援団体・金融機関等との人的ネットワークを有するものであること。
- (3) オープンイノベーション業務等に関して、十分な実績、経験を有するものであること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。
- (7) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (9) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

5. 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約とする。

- (2) 予算規模

6,855,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

- (3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日とする。

- (4) 委託費の支払条件

完了払（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。）

(5) その他

- ・市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
- ・委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
- ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

6. 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 令和3年1月19日（火）正午まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メール又はFAXで提出する。
〔提出先〕
仙台市経済局産業政策部産業振興課 担当：白川、酒井
電子メール：kei008030@city.sendai.jp FAX：022-214-8321
- (3) 回答 質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

7. 企画提案書の提出

- 本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。
- (1) 提出期限 令和3年2月3日（水）正午（必着）
 - (2) 提出方法 郵送もしくは持参にて提出すること。
 - (3) 提出書類
 - ・応募申込書（様式第2号）…1部
 - ・企画提案書（様式第3号）…7部（記録媒体により電子データでも提出すること）
 - ・必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）…7部（記録媒体により電子データでも提出すること）
 - ・定款又は寄付行為…1部
 - ・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…1部
 - ・提案者の概要が分かる資料（会社案内等）…7部
 - ・提案者の直近の決算書又はこれに類する書類（法人の決算書等）…1部
 - ・市税の滞納がないことの証明書（区役所・総合支所の税務担当課発行）…1部
 - ・消費税及び地方消費税に関する証明書（その3未納税額のない証明書用）
(所管する各税務署発行) …1部
 - (4) 提案書類作成上の注意
 - ア 提出書類は、下記の内容についてとりまとめ、A4版横書きで記載。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - ・プログラムの詳細な内容（実施スケジュール、支援手法、事業進捗管理方法、メンター候補者など）
 - ・業務実施及び提案内容の実施による具体的な効果
 - ・情報発信、フォローアップ、本市が実施する他の起業支援業務との連携方法
 - ・その他本業務の目標達成に有益な独自の取り組み
 - ・オープンイノベーション業務等他都市での類似業務に関する実績
 - ・国内外の起業家・起業支援団体等とのネットワークの有無と具体的な内容

- ・本業務の実施体制、組織体制、支援体制（体制図を記載すること。）
- ・各担当者とその役割を明記し、各担当の適性や経歴、能力等
- ・見積書及び経費積算内訳（できる限り詳細な見積もりを作成すること。）

イ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする
ウ 提出資料等は返却しないこととする

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなかった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・上記 5(2)に示す予算規模上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 提案書等の提出先

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階
仙台市経済局産業政策部産業振興課 担当：白川、酒井 TEL：022-214-8278

8. 受託候補者の選定について

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び面接審査を行う。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業目的との合致性

- ・事業の目的を十分に踏まえたプログラム内容となっているか

イ 事業者の事業遂行能力

- ・事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか
- ・事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか

ウ 事業の内容について

- ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか
- ・事業効果を高めるための創意工夫がなされているか

エ 事業に必要な経費について

- ・事業を行うために必要な経費は具体的に見積もらっているか
- また、内訳は適正かつ合理的なものか

(3) 審査委員会（面接審査）の開催

以下の日時、会場において全提案者に対して面接審査を実施する。

日 時：令和3年2月4日（木）13時30分～16時00分（予定）

会 場：原則、電話やインターネットによるテレビ電話システムでの審査会とする。使用するシステム等については、事前に提案者と調整することとし、通話環境に係るテスト等を行ったうえで、審査会を実施する。

内 容：7(3)で提出した企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと（プレゼンテーション時間15分、質疑応答時間10分を予定）。

出席者：1者あたり3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とすること。

その他：面接審査の実施時間、通話環境に係るテスト等など詳細については、様式第2号応募申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

9. スケジュール（予定）

令和 3 年 1 月 19 日（火）質問票の提出期限
令和 3 年 2 月 3 日（水）提案書等の提出期限
令和 3 年 2 月上旬～ 審査、受託候補者の決定、業務委託契約締結
令和 3 年 2 月中旬～ 業務開始、対象となるプロジェクトの公募・選抜、支援の実施
令和 3 年 3 月 31 日（水）業務終了

10. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。